

[優秀賞]

情状弁護はヒューマニズムであるか

進藤一樹 しんどう・かずき 愛知県弁護士会・72期

窃盗被告事件

名古屋地判令3・4・27 令和3年(わ)第265号 LEX/DB25593124

事案の概要

本件は、高齢者である男性のS氏が、名古屋市某区内のコンビニエンスストアで焼酎1本を窃取したとされる窃盗事件(万引き)である。

特段珍しくもない万引き事件のようにも思われるが、本件犯行が、前回万引き事件で略式罰金を受けた直後に行われた事件であること、S氏には複数の前科前歴があること(ただし懲役刑の前科はない)、被害弁償をできるほど資力ががないこと等から、事件の性質や内容からして執行猶予は十分見込まれるとはいえるものの、その獲得にはいくらか困難が予想される事案であった。

弁護人として、執行猶予付き判決獲得のため、複数の福祉関係者との連携等をした結果、無事に、執行猶予付き判決を獲得することができた。

S氏の属性

国選弁護の要請があり接見に赴いたところ、聞き取ったS氏の人となりは以下のとおりであった(なお、特に障害者手帳は有しておらず、話しぶりについても、以下に述べる以外では、特に意思疎通等の点に問題は見受けられなかった)。

S氏は、犯行当時66歳の男性で、名古屋市某区において、生活保護を受けながらアパートで一人暮らしをしており、その期間はおよそ12年間に及んでいた。S氏は当时无職であったものの、隠れて就労をしていたことなどから、犯行当時、生活保護は停止中であったが、生活保護費と老齢年金によって得られるわずかなお金が彼の生活資金であった。

S氏は、結婚はしておらず、その交友関係をみると、特に親しい友人や知人はおらず、繁華街の公園や駅前で知り合った、名前や住所、連絡先も知らない「仲間」がいるのみであった。家族についてみると、両親はすでに他界し、また兄弟とは音信不通の状態であることから、頼りとなる身内は存在しない。

生活歴をみてみると、本人曰く普通科の高校を卒業した後、ハウスメーカーに8年勤め、その後は電子関係の会社に4年ほど勤務。東京に転勤させられることになり辞職し、県内の工作機械の商社に転職し、そこでも4年ほど働いた後、別会社にスカウトされてさらに転職。そこでは6年ほどの勤務歴であったが、海外勤務(東南アジア)が長かったこともあって嫌気がさし辞職。その後は、車関係の仕事を自ら経営するなどしていたが、50歳のころ、経営がうまくいかず会社を畳むことになった。その後は、派遣会社で営業のアルバイト的な仕事をしたり、仕事をしていない間は生活保護を受けるなどして今に至っている、というように、多彩な経歴を有していた。

S氏は、今より5年ほど前に、同居していた母親を亡くしてからは親族とも疎遠になっているが、ちょうどその頃から、窃盗や占有離脱物横領(そのほとんどが自転車盗)、詐欺(無銭飲食)による前科前歴が複数存在する。その前科はいずれも略式罰金にとどまるものであった。

起訴前弁護活動

1 初回接見

被疑事実は、大要「令和3年2月X日、名古屋市内の某コンビニエンスストア店内において、焼酎1本

を窃取した」というものであった。

勾留決定当日、国選弁護人の配点を受けた私は、警察署留置施設内で接見を行ったが、S氏に対して抱いた第一印象は、その雰囲気や話し方から「とても気むずかしそうなおじさん」であった。

接見の際に聴取した、S氏の言い分というものは、

「やったことはすべて事実だ」

「しかし、お金を貸してくれなかった弁護士が悪いし、保護係も悪いと思っている」

「お金が手元があればこんなことはせずに済んだ」

ということであった。

「事件が事実であるとしても、弁護士が悪いとは一体どういうことだ？」と疑問に感じたところで、S氏の話をよくよく聞いてみると、以下のことが判明した。

S氏は、本件以前に、別のスーパーマーケットで酒とパンを万引きし（以下「前回万引き事件」という）、逮捕されていたが、略式罰金の終局処分とされた。しかし、S氏はこれを支払う資金がなかったため、その代わりに労役場留置がされる予定であった（同日時点では、いつからかはまだ未定とのことであった）。

S氏は、略式罰金の終局処分後、釈放されることとなったが、「釈放後は祝杯をあげよう」と考えており、そのためにはまず今月分の保護費を受け取らないといけなかった。しかし、これを区役所でもらうためには、自身の判子が必要であると考えた。そして、その判子代とその日のタバコ・酒代を貸してもらえないかと、前回万引き事件を担当した当時の国選弁護人をお願いをしたのであるが、断られたとのことであった。S氏は、前回万引き事件について略式の罰金刑（20万円）を受け、釈放された後、生活保護費を受給するために、地下鉄とバスを乗り継いで区役所へ向かった。その時点でS氏の所持金は31円ほどしかなかった。しかし、その途中、S氏は突然トイレに行きたくなってしまい、同区役所の目の前にあるコンビニエンスストア（本件被害店舗）に入ることにした。

S氏はコンビニエンスストアに入つてすぐに、右手のトイレに向かったが、すでに誰かが入っており使うことができなかった。そして、同店舗入店時点で、区役所の窓口受付の終了時間が迫っていた。

S氏は、トイレに入りたかったのに入れなかったこ

とと、役所の窓口間に合わないかもしれないというその焦燥感から、「このままだと保護費をもらえないのではないか」「これからどうすればいいんだ」「担当した検事に対して、今日は祝杯を挙げますわと言ったのに、祝杯をあげられないかもしれない」などの気持ちが入り交じり、そのような気持ちについて、とにかく酒を飲んで気を紛らわせよう、釈放された祝杯をあげよう、と思い、酒を盗むことを決意したのである（本件窃盗事件）。

S氏は、棚に陳列してあった焼酎1本を掴み、バッグに入れ店を出た後、路上でこれを飲もうとしたところ、すぐに店員が後を追ってきて捕まってしまう。

S氏は、その店員に対して「その区役所で保護費を受け取ったらすぐ払う」と言い、その場を何とか後にして、区役所に向かうことになった。

しかし、区役所窓口の係員の対応は「今日は何も渡せない」の一点張りであり、結局、S氏は保護費を受け取ることができず、結果、店員から警察に通報され、逮捕されることとなった。

以上が、本件窃盗事件の経緯と逮捕までに至る経緯である。

2 弁護活動の方針

S氏から話を聴き取った後、今後の取調べ対応につき協議を行うことにした。しかし、S氏は「黙秘なんか面倒だ」「それよりも前の弁護人に対して文句を言いたい。……〈以下略〉」「保護係に対しても……〈以下略〉」「さっさと出て労役を終えたい」などと、取調べに対する助言については取り付く島もない状態であった（初回接見以降もそれは同様であった）。

結局、取調べに対して黙秘はせず、公判請求をされることも見込まれることから、情状弁護（もつぱら環境調整）を行うことにより、起訴猶予ないし執行猶予を得ることを目的とする弁護方針を立てた。

その後、担当検事としては、略式罰金直後に行われた事件であることを重視し、当初から起訴予定との見込みである（勾留延長の予定もない）と述べられた。不起訴獲得のためには、被害弁償のほかにも環境調整を行うなどの再犯防止体制を構築することが必要であると考えられたが、被害弁償はおよそ不可能で、支援者を揃えるどころか、本人との充実した意思疎通を行うところからハードルがあったため、公

判での対応を念頭に、以下の環境調整を行うこととした(後述するが、居住先が無くなるため身柄開放活動もおおよそ功を奏しないことも想定された)。

3 保護係への確認

現状で、S氏に繋がっている支援者は、S氏の話聞く限りでは、名古屋市某区の生活保護係しかいなかった。そこで、まずは現在の生活保護の状態も知るためにも、保護係に確認をとることにした。

その結果、逮捕に至る経緯について、S氏のしていた話が概ね正しかったことが判明した。

具体的には、前回万引き事件当時、S氏は、隠れて就労をしていたことなどから生活保護は停止中とされており、またすでに法外援護資金貸付も受けていた上に、そもそもS氏が万引きしてきた商品代を払うために、保護係にお金を借りに来たことに対する感情から、窓口としては、S氏に対して「今日渡せるものはない」と伝えて帰らせたとのことであった。

このほか、S氏は、保護係に対して返済金が相当額(100万円以上)ある上、住んでいたアパートについてもかなり未納金があり、近々退去を求められる予定であると聞いている、とのことでもあった。

S氏にも確認をしたところ、たしかに家賃の未納が多額にのぼっていることもわかったため、居住先調整の必要性が高く認められたため、次はアパートの賃貸会社に連絡を取ることにした。

4 賃貸会社への確認及び退去立会い

賃貸会社に対し、その事実を確認したところ、S氏及び保護係の言うように、家賃未納が長期間に及び近々明渡しを実行する予定であること、S氏自身も事態(アパート退去)を把握していることがわかった。

あらためてS氏に確認をすると、たしかにアパートを退去する予定であったことが判明した。S氏が今後、住んでいたアパートという住居を失った場合、その生活の不安定さから、単独で住居を確保することは困難が予想されるため、居住先確保については、福祉等の支援が必要であると考えられる。しかし、そもそもこうした福祉支援はS氏本人の意向があつてはじめて可能なものである。そのためには、まず私からの話をきちんと聞いてもらう必要がある。

したがって、S氏との信頼関係(ラポール)形成の

ため(これ以外にS氏が自宅でどのような生活を送っていたのか、今後の支援を行い続けていく上で関心があったこともある)、住居の退去に立ち会い、その際、本人の「どうしてもこれだけは捨てたくない」私物だけ持ち帰り、本人に差し入れることにした。

S氏としては、アパート退去に伴い、私物が捨てられることは覚悟していたものの、やはりどうしても捨てられたくない私物というものも少なくない数あり、これを確保することは、結局、信頼関係を構築するうえで大きく寄与したものと考えられた。

退去当日、賃貸会社の社員数名と待ち合わせ、S氏宅に向かった。賃貸会社や保護係が説明していたとおり、実際に相当のゴミ屋敷であった。文字通り足の踏み場もなく、私物(というか私の目から見てゴミの類)は玄関外の廊下にも多数置かれており、室内の匂いも相当で「本当にここで生活していたのか……？」と思うほどであり、他方で、他人との関わりを感じさせるような物はなかった。

しかし、室内をよくよく見ると、物の種類だとかその置き方に一定の法則性を認められ、そこにはS氏自身のある種の「こだわり」を感じ取ることができた。

賃貸会社の協力の下、ようやく、S氏が「これだけは持ってきて欲しい物」を確認した私は、賃貸会社に確認を取り、その場から持ち帰り、すぐにその足で警察署まで行き、早速、S氏に差し入れることにした。S氏からいたく感謝され、ようやくS氏との間で、「これまでの自分」を振り返りながら「今後の自身の生活」に向けて、落ち着いた話合いを行えるようになった。

5 支援体制の構築

(1) S氏の意向

S氏に今後どうしたいか、何が心配な点なのか確認をしてみた結果、「労役場留置の後、まずは住む場所を見つけられないといけない」「次に保護係に返さないといけないお金もあるし、働きたいので就労先を見つけたい」の2点が挙げられた。このことから、判決後のS氏については、大きく分けて

- ・労役場留置後の居住先(及び就労先)確保
- ・(何かあったときのための)支援体制の構築

の支援体制を丁寧に整えておく必要があると考えた

私は、S氏の同意のもと、愛知県弁護士会で実施している「よりそい弁護士」の活動申込み(支援者は当然、私自身である)を行い、判決後のサポート活動の準備を行うこととした。

合わせて、S氏自身に事件の振り返りをしてもらい、こちらの考えている課題(なぜ、今回の事件が起こってしまったのか等)とS氏が思う自身の課題のすり合わせを行った。しかし、当然ながら、最後まですり合わせができない課題も多くあった。

(2) 福祉支援者への相談支援依頼

S氏は障害者や高齢者でないことから、保護係以外の適切な福祉的支援者として、愛知県地域生活定着支援センター(以下「定着」という)及び同センターの紹介で、某区社会福祉協議会(以下「社協」という)が必要である、と考えた結果、両者に対して相談支援を申込み、今後の支援体制を複数の重層的な視点から構築することから始めることとした。

というのも、定着に、実際にS氏に面会をしてもらったところ、面会以前の時点で「S氏は名古屋市某区内でも、いわゆる『厄介者』として有名人であること」「保護係も手を焼いていること」がわかったほか、実際、私自身も接見時の対応に若干苦慮をしていたので、人数的な意味において、初期段階から重層的な支援体制の構築が必要であると考えたからである。

なお、同区の社協は、名古屋市内の中でも「包括的な相談支援の取組み」として先進的な取組みを行っており、障害福祉サービスにつなげるなどの「課題解決型」支援だけでなく、「伴走型」(本人と支援者が継続的に繋がり関わる、信頼関係の構築に主眼を置いたアプローチ)支援を実施しているなど、再犯防止に関する愛知県のモデル事業として活躍している事業所である。S氏に対しては、ワンポイントで具体的な解決をしていくというよりは、寄り添いながら複数の問題をともに解決していくという伴走型支援が適切であるとも考えられるので、是非ともその支援について依頼をさせていただいた結果、快諾をいただくことができた。

起訴後弁護活動

1 起訴

前述のとおり、担当検事としては、起訴予定の方

針に変更はないとのことであった。そして、国選弁護人として選任されてから、ちょうど1週間が経過した後、S氏は本件窃盗事件につき名古屋地方裁判所に起訴されることとなった。

2 支援者会議(環境調整)

起訴後においても、区役所会議室等において、定期的に定着職員、社協職員、保護係及び私の4名で打合せを行った。その結果、S氏については、まず、釈放後の帰住先を確保することが第一の課題であることを確認し、前述した保護係に対する返済についても、ひとまずS氏の生活が安定するまでは待ってもらうということについても確認をした。

それぞれ情報を共有した結果、S氏については、特に何らかの障害は見受けられないものの、金銭管理は得意ではなく、これに加えて(おそらくアルコールに起因する形で)コミュニケーションの点などパーソナリティに関して大きく問題があり、それが社会的孤立を招き、その結果、自身の課題について事前に誰かに相談をすることができず、行き当たりばったりの解決を取ることを繰り返した結果、本件や前科前歴等に掲げる問題を起こしてしまうに至ったのであろうと見立てを行い、これについて今後どう対処するか検討も重ねた。

もともと、この点については、S氏自身の認識とも異なる上(S氏自身は、金銭管理やアルコールについての問題はまったくない、と常々言っていた)、ただちに解決できるものでもないことから、まずは帰住先を調整し、その後、どのように生活の経済的側面を組み立てて行くか、各々がS氏と相談をしながら行っていくことにした。

S氏が拘置所に移送されてからも、定着職員と社協職員と私の3名でS氏と面会をし、都度都度S氏の意向を確認するとともに、支援者間の話合いの結果を伝えるなどして、今後の支援体制について、具体的な協議を行った。もちろん、パターンリズムの観点から支援方法を押し付けてはならないため(S氏の場合、押し付けることも困難そうではあるが)、S氏の具体的な意見・要望も踏まえながら行うこととした。

次に、これらの話合い等を前提に、公判での証言を組み立てることにした。

3 公判準備及び公判活動

(1) 公判準備

公判での弁護活動としては、S氏について想定される課題（本件窃盗事件の原因）、今後の更生のための福祉支援者の存在及びなぜ同種の支援者を複数予定する必要があるのか（再犯防止活動）といったことを一つの立証目標とした。

そこで、定着及び社協の職員兩名について、陳述書及び証人尋問をお願いするとともに、私自身もよりそい弁護士活動について上申書を作成し、弁号証として証拠調べ請求を行った。

定着及び社協職員の陳述書では、主に組織、職務内容といった形式的内容についてのほか、本人の特性、特徴等からして、想定される課題と今後必要と思われる支援内容、自身の所属する組織で、支援できる活動の内容等について記載をもらった。

(2) 公判活動

定着及び社協の職員各1名ずつお願いし、それぞれ20分ずつの証人尋問を行った。証言内容はそれぞれ、供述調書と重複する箇所もあるが、

- ・所属する組織の専門とする分野
- ・どういった方、ケースを典型例としているか
- ・本件で、S氏に対して行ったこと
- ・S氏の今後の必要な支援について、何が考えられるか、なぜそう思われるか
- ・居住先につき、どのようなところが考えられるか
- ・帰住先につき、今後、S氏のニーズと現実が一致しないとき、どうするか
- ・現在、S氏は労役場留置の状態にあるが、釈放当日はどのような行動をするか
- ・他にどのような支援が必要と思われるか
- ・他の支援機関と重複する場面もあるが、他の支援機関の存在は必要か

等といった内容である。

また、この証言を前提として、被告人質問において、S氏に事件の振り返りと、今後自分はどのようにしていきたいのか、という観点から供述してもらうこととした。

(3) その他

事前に、S氏の法廷の入退廷時における手錠・腰縄姿が傍聴席から見えないう必要な措置を講じる

こと及びいわゆるSBM（被告人の着座位置を弁護人と並んで着座すべき）の申入れを行ったが、誠に残念ながら、裁判官からは「親族などが来ない限り特段の配慮はしません」と一蹴されてしまった。

4 判決

1回の期日で結審まで行き、判決期日は間近いうちに設定されることとなった。そして、本件については無事に執行猶予付き判決を得ることができた。

判決文の中では、「……地域生活定着支援センター職員及び社会福祉協議会職員が出廷して被告人の更生を支援する旨約束したほか、弁護人もよりそい弁護士として被告人の更生を支援する旨約束していること」として、上記よりそい弁護活動についても、一定の評価もなされたところである。

判決言渡し後、S氏は労役場留置の収容手続に入ることとなった。

おわりに

定着職員と私は、拘置所での労役場留置の執行後、釈放されるS氏を迎えに行き、無料低額宿泊所まで一緒に行き賃貸借契約の締結まで見届けた。

その後しばらくは、支援を受けながら就職活動をするなどうまく過ごしていたが、しばらくして、私から社協職員に「そろそろケース会議開きますか？」と確認したところ、「ちょうど本日、S氏が家を出て行っちゃいました。行き先はわかりません……」との返事があり、啞然とするしかなかった。

どうやら、S氏は、やはりお酒のことで管理人ともめて、ケンカ別れる形で同所を出て行くこととなり、生活保護も抜け、今はどこか別の市区町村で保護を受けて生活をしているらしい（具体的にどこに住んでいるのか、は個人情報ということで支援者全員が教えてもらうことができなかった）ことが判明した。

ともかく、どうやら本人は元気そうだ、ということを確認できたので、ひとまずはこれでよしとしたが、支援というものの難しさをあらためて感じる事件であった。それと同時に、本人とともに課題に向き合い、ぶつかりつつもその解決方法を模索していく、という情状弁護の醍醐味を感じさせる事案であった。👤